

型 式 の 区 分

その他の電気機械器具付家具

要 素	区 分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) ランプの種類（電灯付家具の場合に限る。）	(1) 蛍光灯用のもの
	(2) 白熱灯用のもの
	(3) その他のもの
(C) 附属電動機（電灯付家具及びコンセント付家具の場合を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(D) 附属電動機の種類	(1) 単相誘導電動機のもの
	(2) 整流子電動機のもの
	(3) その他のもの
(E) 電熱装置（電灯付家具及びコンセント付家具の場合を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(F) 発熱部の形態	(1) 充電部が露出した発熱線を有するもの
	(2) シーズ式のもの
	(3) スペース式のもの
	(4) ドータイト式のもの
	(5) 石英管式のもの
	(6) 被覆式のもの
	(7) ランプ式のもの
	(8) 半導体利用式のもの
	(9) その他のもの
(G) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(H) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施してないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

JET98007-1/1-(end)